

風水害・降積雪に伴う生徒の安全確保について

風水害・降積雪による臨時休業措置の基本的な考え方を、下記に提示させていただきます。

記

- 気象庁の予報により、午前7時の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、臨時休業とします。
 - ① 風水害
 - ・ 『暴風特別警報』又は『大雨特別警報』
 - ・ 『暴風警報』かつ『大雨警報』
 - ② 降積雪
 - ・ 『大雪特別警報』又は『暴風雪特別警報』又は『暴風雪警報』
 - ※ 『大雪警報』のみの場合は、原則として臨時休業にはなりません。
- 気象庁の予報により、下校時刻の時点で、以下のいずれかの警報が江戸川区に発表されている場合は、学校待機もしくは保護者引き渡しとします。
 - ① 風水害
 - ・ 『暴風特別警報』又は『大雨特別警報』
 - ・ 『暴風警報』かつ『大雨警報』
 - ② 降積雪
 - ・ 『大雪特別警報』又は『暴風雪特別警報』又は『暴風雪警報』
 - ※ 『大雪警報』のみの場合は、学校にて状況に応じて判断します。

その他

- 1 臨時休業にならなかった場合であっても、ご家庭で登校するのに危険であると判断する場合は、登校できる状態になるまで自宅で待機させてください。
その場合は、遅刻・欠席にはなりません。
- 2 登校時には、河川の増水や強風による物の飛来、積雪や路面凍結による転倒、自動車や自転車に十分注意するようにご指導ください。